

東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成22年度 不適合管理委員会報告情報(平成23年3月10日(木)分)

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。  
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年3月10日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉建屋エリア放射線モニタ記録計において、部品破損(記録紙押さえ)が認められたため、当該記録計を修理。	G	